

白岡市道路の位置の指定、変更及び廃止の申請手引き

令和4年1月

建築課

1 趣 旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「位置指定道路」という。）について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4（道に関する基準）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条（道路の位置の指定の申請）及び第10条（指定道路等の公告及び通知）、昭和45年12月28日建設省告示第1837号（自動車の転回広場に関する基準）並びに白岡市建築基準法施行細則（平成24年3月29日規則第6号。以下「細則」という。）第5条（道路位置指定申請）及び第6条（私道の変更又は取消しの申請）の規定のほか、道路の位置の指定を行うにあたり必要な事項を定めることにより、本市における良好な市街地の形成を確保するものとする。

2 手続きの流れ

別添『道路位置指定の申請手続きフロー』参照。

3 取扱い基準

本市による手引きのほか、埼玉県『道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準について（平成30年11月13日建安第1120号都市整備部長）』に準じることとする。

4 申請手続き

（1）事前協議申請

（ア）道路の位置の指定を受けようとする者は、事前に計画内容、技術基準、他法令の適合性等に関する審査を行い、道路築造が完了した時点で円滑に道路位置指定申請（本申請）が行えるようにするため、本申請に先立ち「道路位置指定（変更・廃止）事前協議申請書」（様式1）により事前協議の申請をしなければならない。

なお、この段階における土地の分筆、関係権利者の承諾は要さないものとする。

（イ）特定行政庁は、事前協議申請について審査を行い、本申請に移行できる計画であると認めるときは、「道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知書」（様式2）によりその旨を通知する。

（ウ）特定行政庁は、事前協議申請について基準に適合しない計画であると認めるときは、「道路位置指定（変更・廃止）事前協議未了通知書」（様式3）によりその旨を通知する。

（2）道路位置指定申請（本申請）

(ア) 本申請は道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知書の受領後、関係各課との協議、土地の分筆並びに関係権利者の承諾及び同意が終了し、かつ道路の築造が完了した時点で道路位置指定申請書（細則様式第 9 号）、道路位置指定変更申請書（細則様式第 12 号）又は道路位置指定取消し申請書（細則様式第 12 号）により申請をしなければならない。ただし、築造を伴わない廃止等の場合は、道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知書の受領後、関係各課との協議、土地の分筆並びに関係権利者の承諾及び同意が終了した時点で申請をするものとする。

(イ) 本申請は、道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知日より 1 年以内に申請を行うこととし、1 年を経過したものについては再度、事前協議申請から手続を行わなければならない。ただし、変更内容が軽微なもので、特定行政庁との協議により支障がないと認められるものはこの限りではない。

また、道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知後に変更が生じた場合も、再度、事前協議申請から手続を行わなければならない。ただし、変更内容が軽微なもので、特定行政庁との協議により支障がないと認められるものはこの限りではない。

(ウ) 本申請の書類審査後に、現場検査を実施する。現場検査には申請者又は代理者が立会い、申請図書に基づき道路と利用宅地の形状及び寸法等の確認を行う。また、施工時に各工程の写真撮影をし、現場検査時に提示をしなければならない。

5 必要書類と記載事項

5-1 事前協議申請

(1) 事前協議申請必要図書

事前協議申請に必要な図書は表－1 のとおりとする。

表－1 事前協議申請必要図書 （提出部数は「正」「副」各 1 部）

名 称	備 考
道路位置指定（変更・廃止）事前協議申請書	様式 1
委任状	代理者がいる場合
道路位置図 （指定・変更・取消し）	細則様式第 11 号（A2 サイズ） 作成要領は表－2 による 事前協議申請では関係権利者の承諾は必要なし
添付図面	表－3 による
その他	その他特定行政庁が必要と認めるもの

(2) 図面作成要領

事前協議申請の図面作成要領は表－２のとおりとする。

表－２ 道路位置図（事前協議申請）（細則様式第１１号）

図面名称	縮尺	記載事項
付近見取図	—	① 方位 ② 計画区域（道路形状含む） ③ 目標となる地物
地籍図	$1/100$ ～ $1/300$	① 方位 ② 指定を受けようとする道路の位置 ③ 延長及び幅員 ④ すみ切りの大きさ（必要に応じて角度） ⑤ 土地の境界 ⑥ 各辺の長さ ⑦ 地番号界及び地番号 ⑧ 計画区域内の宅地割 ⑨ 既存建築物並びに予定建築物の用途及び位置、出入口の方向（矢印） ⑩ 工作物の位置及び種類 ⑪ 既存道路及び水路の位置（道路種別、位置、幅員等を記入） ⑫ 土地の高低その他地形上特記すべき事項 ⑬ 安全柵等の表記（がけ地の上に指定する場合）
構造図 （横断面図）	$1/50$	① 排水設備の位置及び構造 ② 路盤の構造 ③ 道路横断勾配 ④ 標示杭の位置
公図の写し	$1/500$ 又は $1/600$	① 方位 ② 計画地及び周辺の地番が標示された法務局備え付けのものの写し ③ 分筆がされていない場合は分筆予定線を点線で記入

縦断図面 (当該申請に係る位置指定 道路の縦方向に高低のある 場合)	1/50	① 高低差 ② 階段勾配
---	------	-----------------

※図面作成上の注意事項

◎ 共通事項

1. 様式の凡例に従って図示する。
2. 方位は原則として上側又は左側を北とし、一致させる。
3. 新設又は変更しようとする道路と利用宅地を分けて赤線で図示する。
(付近見取図、地籍図、公図の写し)
4. 提出図書はA4判とし、A2, A3の図面等はA4に折り込みをして、左綴じにする。

◎ 申請に係る道路の概要欄

1. 幅員は、新設、変更又は廃止しようとする道路の幅員をいう。
2. 延長は、新設、変更又は廃止しようとする道路の中心線の水平距離を合計したものをいう。
3. 面積は、新設、変更又は廃止しようとする道路及び自動車転回広場の面積をいう。自動車転回広場を設ける場合は、その面積を所定の欄に記載する。
4. 利用地総面積は、新設又は変更しようとする道路、自動車転回広場、利用宅地、『5. 関係権利者の承諾(8)』欄による部分及びその他位置指定道路に付随する部分の面積の合計をいう。ただし、廃止の場合には、記載を必要としない。

◎ 地籍図

1. 道路の幅員を記載する。幅員が複数ある場合及び屈曲する場合は、区間ごとに全て記載する。
2. 道路の延長を記載する。幅員が複数ある場合及び屈曲する場合は、区間ごとに全て記載し、延長の合計も記載する。
3. 道路、自動車転回広場、利用宅地、『5. 関係権利者の承諾(8)』欄による部分及びその他位置指定道路に付随する部分の各辺の長さを記載する。なお、利用宅地に路地状敷地を有する場合は、路地部分の延長及び幅員を記載する。
4. 新設又は変更しようとする道路の位置は、公道の角又は地番界からの距離を記載すること等により、その位置を明確にする。
5. 廃止しようとする道路及び自動車転回広場の位置は、道路の延長の始点からの距離により記載する。
6. 接続先道路については、法第42条各項各号の種別及び幅員を記載し、位置

を図示する。法第42条第2項道路の場合は、道路の元道の位置及び後退線を図示する。なお、公道の場合は認定番号を記載し、既存の位置指定道路は、指定年月日、番号及び延長を記載する。

7. 都市計画道路等については、道路名及び計画幅員を記載し、位置を図示する。

8. その他、土地の形態、状況を表すのに必要な事項（例えば、鉄道、市町村界又は池等）を図示する。

表－3 添付図面

図面名称	縮尺	記載事項
求積図	1／100 ～ 1／300	① 道路及び自動車転回広場の面積 ② 利用宅地の区画ごとの面積 ③ その他（道路後退部分及びその他位置指定道路に付随する部分）
道路計画図		① 計画区域内の排水設備 ② 排水流末の処理方法 ③ 境界杭の位置及び種類 ④ 既存及び新設電柱の位置 ⑤ その他工作物等の位置 ⑥ 土地の状況について、隣接地、公道、位置指定道路及び利用宅地の高低差をベンチマークで定め表示

5－2 道路位置指定申請

（1）本申請必要図書

本申請に必要な図書は表－4のとおりとする。（提出部数は「正」「副」各1部）

表－4 本申請必要図書

名 称	備 考
道路位置指定申請書、通知書	細則様式第 9、10号
道路位置指定変更申請書、通知書	細則様式第12、13号
道路位置指定取消し申請書、通知書	細則様式第12、13号
委任状	代理者がいる場合
道路位置図	細則様式第11号（A2サイズ） 作成要領は表－5による

印鑑登録証明書 代表者事項証明書等	承諾書に承諾印を実印とした者の印鑑登録証明書（ただし、官公庁の場合は、不要とする。） 承諾者が法人の場合は、代表者事項証明書等も添付 最新のを添付 原本還付不可
登記簿謄本 （土地及び建物）	承諾が必要な範囲の土地及び建物の登記簿謄本（全部事項証明書） 最新のを添付 原本還付不可
公図の写し	法務局交付のもので、登記官印のあるものの写し（A3サイズ） 最新のを添付
添付図面	表－3による
届出書、申請書、 協議書等の写し	表－6 関係各課一覧による
道路位置指定（変更・廃止） 事前協議終了通知書	通知書の写し
その他	相続登記がされていない場合は、相続関係を明らかにするものを添付 新設、変更又は廃止しようとする道路が公有土地（道路敷又は水路敷等） に関係する場合は、その部分の使用を許可する書面等の写し その他特定行政庁が必要と認めるもの

（２）図面作成要領

本申請の図面作成要領は表－５のとおりとする。

表－５ 道路位置図（本申請）（細則様式第１１号）

図面名称	縮尺	記載事項
付近見取図	表－２ による	表－２による
地籍図		

構造図 (横断面図)		
公図の写し	1 / 500又は 1 / 600	① 方位 ② 計画地及び周辺の地番が標示された法務局備え付けのものの写し ③ 写しの作成年月日及び作成した者の氏名
縦断面図面 (当該申請に係る位置指定道路の縦方向に高低のある場合)	1 / 50	① 高低差 ② 階段勾配
承諾書	—	指定、変更又は廃止をすることに承諾する者の地番、権利別、地目、地積、住所、氏名及び承諾した年月日を記載し、承諾印を押印する

(3) 関係各課協議

本申請に先だち関係各課と内容について協議を行い、必要に応じ届出書、申請書及び協議書等の写しを本申請に添付すること。関係各課及び協議事項は表－6による。

表－6 関係各課一覧

部所名	課所名	協議事項
都市整備部	道路課	道路及び水路の境界の明示確認に関する事 道路及び水路の占用許可に関する事 道路法第24条の承認に関する事 側溝への排水放流に関する事
上下水道部	水道課	水道施設に関する事
	下水道課	公共下水道への汚水及び雨水排水に関する事
東京電力・ N T T 東日本 等		電柱設置協議に関する事
その他		その他特定行政庁が必要と認める事

6. 関係権利者の承諾

(1) 承諾を必要とする範囲は、次の(ア)から(エ)までとし、共有物件の場合は、こ

これらの権利を有する者全員の承諾を必要とする。ただし、特定行政庁が支障がないと判断し認めたものについてはこの限りではない。

- (ア) 新設、変更又は廃止しようとする道路の土地又は自動車転回広場となる土地に関して所有権、対抗要件を備えた借地権若しくは登記された権利を有する者又はこれらの権利に関する仮登記等の登記名義人。
 - (イ) 新設、変更又は廃止しようとする道路に沿接する土地、自動車転回広場に沿接する土地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して所有権を有する者。
 - (ウ) 私道（法第42条の規定による道路に限る。）に接続して新設又は変更しようとする場合は、その私道に関して所有権を有する者。
 - (エ) 令第144条の4第1項第1号ロによる公園、広場又はその他これらに類するものに接続している場合は、自動車が転回することについての承諾をすることができる権利を有する者。
- (2) 承諾印は、実印を使用する。ただし、官公庁の場合は、公印とする。
- (3) (2)の規定に関わらず、(1)の(イ)から(エ)までに該当する者については、承諾印を実印としないことができる。この場合、住所、氏名及び承諾年月日の記載を自署とする。
- (4) 公有地については、その管理者の承諾でよいものとする。
- (5) 権利者が、未成年者又は成年被後見人等の場合は、法定代理人等の承諾又は同意を必要とする。
- (6) 申請後に新設、変更又は廃止しようとする道路又は自動車転回広場の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を必要とする。ただし、軽微な訂正（権利に及ばないもの）は代理者でよいものとする。
- (7) 承諾欄と図面が別になるときは、承諾欄と図面に当該権利者及び代理者の割印を必要とする。
- (8) 隣接地の承諾が得られないなど、やむを得ず隣地境界線から離して道路を設ける場合は、25cm以上離すものとする。この場合には、この部分と道路部分を分筆し、道路との間に塀、柵等を設けて道路が隣地に接していないことを明確にする。
- (9) 申請後、指定を受ける前までに権利の移転が生じた場合は、新たな権利者の承諾を必要とする。（移転後の登記簿謄本、新たな権利者の印鑑登録証明書、代表者事項証明書等を添付すること。）
- (10) 登記簿謄本の権利者欄と印鑑登録証明書の住所等が異なる場合は、住民票等の変更の経緯を示すものを添付すること。

7 指定基準

- (1) 都市計画法第29条の規定により許可を受けなければならない開発行為以外の行為による道路を対象とする。なお、当該行為が許可の対象であるか否かについては、必要に応じて開発許可権者に確認を行うこと。
- (2) 区画整理等の区域内の場合は、区画整理等の所管課所と連絡調整し、道路の配置、規模及びその区域が適正であることを確認すること。
- (3) 道路の位置の指定により、既存建築物が道路斜線制限、建ぺい率、容積率等において違反とならないこと。
- (4) 接道義務を満たしているにも拘らず、一件のみの利用、土地の条件をよくするためなど、道路を築造する必要がない土地でないこと。
- (5) 道路の位置の指定を受ける土地が、市街化調整区域でないこと。

8 変更・廃止

- (1) 法第43条の規定に抵触する敷地が生じない場合は認めるものとする。
- (2) 通り抜け道路の一部廃止は、原則認めないものとする。
- (3) 位置指定道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めないものとする。
- (4) 廃止により路地状となる敷地が生ずる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にし、借地の場合は建築敷地としての使用承諾を得るものとする。
- (5) 避難通路（昭和40年11月16日 建第944号で制定、昭和46年2月23日 建第2853号で廃止）のみの廃止は、認めないものとする。

(平成30年 4月 白岡市道路の位置の指定、変更及び廃止の申請手引き作成)
(令和 3年 4月 白岡市道路の位置の指定、変更及び廃止の申請手引き一部改正)
(令和 4年 1月 白岡市道路の位置の指定、変更及び廃止の申請手引き押印廃止)

■道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準について

制定 昭和46年 2月24日 建 第 2853号 土 木 部 長
改正 平成14年 4月 1日 建 指 第 2号 県土整備部長
平成30年11月13日 建安第1120号 都市整備部長

I 申請手続き

1 申請図書記載事項（様式第9号関係、様式第11号関係）

（1） 申請者

申請者は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路又は埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定による道路（以下「位置指定道路」という。）の指定又は指定の変更若しくは廃止を受けようとする者とする。

（2） 代理者及び図面作成者は原則として建築士、測量士又は土地家屋調査士とする。

（3） 道路となる土地（変更・廃止となる道路）の地名地番

道路となる土地（変更・廃止となる道路）の地名地番とは、当該申請に係る位置指定道路の部分の地名、地番（地番及び号を含む。）をいう。なお、当該申請に自動車転回広場の部分を含む場合においては、当該部分の地名、地番も記入する。

（4） 申請に係る道路（変更・廃止となる道路）の幅員

申請に係る道路（変更・廃止となる道路）の幅員は当該申請に係る位置指定道路の各幅員をとるものとする。ただし不整形な土地で幅員を特定することが困難な場合は、平均の幅員をとるものとする。

（5） 申請に係る道路（変更・廃止となる道路）の延長

申請に係る道路（変更・廃止となる道路）の延長は当該申請に係る位置指定道路の各幅員別の合計延長とする。

（6） 承諾書

ア 権利別に承諾者の住所、氏名及び承諾年月日を記入し、承諾印を押印する。

イ 法定代理人、公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利別欄に記載する。

ウ 当該申請に係る位置指定道路又は自動車転回広場の部分の土地に関して権利を有する者及び当該道路を建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理する者（以下「管理者」という。）の承諾印は、実印を使用する。ただし官公庁の場合は公印とする。

2 申請図書記載事項（様式第10号関係）

（1） 付近見取図

建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第9条の規定による付近見取図には、方位、当該申請に係る位置指定道路及び自動車転回広場の位置、付近の目標、

街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(2) 位置指定道路及び自動車転回広場の構造図

ア 構造図は横断図面とする。

イ 縮尺は1/50とする。

ウ 側溝等及び標示杭の位置、路面の構造、排水の方法及びその他必要な事項を図示する。

(3) 施行規則第9条に規定する地籍図

ア 申請図の凡例に従って記載する。

イ 縮尺は、1/100から1/300の範囲とし、やむを得ない場合には1/600以上とすることができる。

ウ 方位は付近見取図と一致させる。

エ 位置指定道路及び自動車転回広場の位置は基点からの距離により表すものとする。この場合の基点とは、公道の角、地番号界等の不動点をいう。

オ 地番号界及び地番号

カ 承諾者

各敷地又は地番号ごとに土地又は建築物若しくは工作物の権利者又は管理者の別をそれぞれの権利別欄に記入する。

キ 既存建築物並びに工作物及び予定建築物並びに工作物の配置、用途及び出入口の方向（矢印）を記入する。

ク 土地の状況

崖、擁壁又は高低差のある場合は図示する。

ケ 敷地区画の表示

敷地の区画割を記入し、併せて敷地の各辺の長さを記入する。

特に路地状敷地の場合は幅員及び延長を記入する。

コ 既存道路及び計画道路

既存道路については、法第42条各項各号又は条例第56条の3各項各号の種類と位置、幅員を記入する。計画道路については、位置、幅員を記入する。このほか、既存の位置指定道路については、指定年月日、番号、幅員及び延長を記入する。

サ その他

土地の形態、状況を表すのに必要な表示及び事項（例えば、鉄道、市町村界、池、立木等）を記入する。

(4) 位置指定道路の縦断図面

当該申請に係る位置指定道路の縦方向に高低差のある場合に必要とし、高低差、階段勾配等を図示する。

(5) その他

位置指定道路部分、利用宅地部分の求積図及び算定式等を様式第10号に明示するか別途、図面を添付する。

3 関係権利者の承諾

(1) 承諾を必要とする範囲

- ア 当該申請に係る位置指定道路となる土地、自動車転回広場となる土地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して所有権、対抗要件を備えた借地権若しくは登記された権利を有する者又はこれらの権利に関する仮登記等の登記名義人。
- イ 当該申請に係る位置指定道路となる土地に沿接する土地、自動車転回広場となる土地に沿接する土地又はそれらの沿接する土地にある建築物若しくは工作物に関して所有権を有する者。ただし、公有地で、当該申請に係る位置指定道路となる土地に沿接する土地、自動車転回広場となる土地に沿接する土地又はそれらの土地に沿接する土地にある建築物若しくは工作物に関してやむを得ないと認めた場合は承諾を必要としない。
- ウ 私道（法第42条の規定による道路に限る）に接続して指定を受ける場合は、その私道に関して所有権を有する者。
- エ 令第144条の4第1項第1号ロによる公園、広場その他これらに類するものに接続している場合は、自動車が転回することについての承諾をすることができる権利を有する者。
- オ アからエについて共有物件の場合はこれらの権利を有する者全員とする。
- カ 上記のアに該当する者の中から選出された管理者。ただし、管理者は上記のア全員の同意のもと、その他の者へ委任することができる。委任する場合は委任状（任意様式）を申請書に添付すること。

(2) 必要添付書類

- ア 公図の写し。
- イ 指定が公有土地（道路敷、水路敷等）に関係する場合はその部分の使用を許可する書面等の写し。
- ウ 代理者のいる場合はその委任状。
- エ 相続関係を明らかにする必要があるときは戸籍謄本、死亡証明書等の写しを添付し、図面備考欄にその旨を記載する。
- オ 当該申請に係る位置指定道路及び自動車転回広場の部分の土地の登記簿謄本。
- カ 当該申請に係る位置指定道路又は自動車転回広場の部分の土地に関して権利を有する者の印鑑証明書。ただし官公庁の場合は不要とする。

サ 特定行政庁が必要と認める資料等。

(3) 承諾についての一般事項

ア 公有地については、その管理者の承諾でよいものとする。

イ 権利者が未成年者又は禁治産者等の場合は法定代理人の承諾を要するものとする。

ウ 申請後に当該申請に係る位置指定道路又は自動車転回広場の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を要するものとする。ただし、軽微な訂正（権利に及ばないもの）は代理者でよい。

エ 図面のつなぎ合わせ目には関係権利者全員、管理者及び代理者の割印を要する。

4 道路の位置の指定と開発許可との関係

法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定は、都市計画法第29条第1項の規定により許可を受けなければならない開発行為以外の開発行為による道路を対象とする。

なお、開発行為が許可の対象であるか否かについては、必要に応じて開発許可権者に確認する。

5 当該申請に係る位置指定道路及び自動車転回広場となる土地の分筆

原則として、位置指定道路となる土地と自動車転回広場となる土地とを分けて土地地番を分筆する。

6 地区計画等の区域内の取扱い

地区計画等の区域内の場合は、地区計画所管課所と連絡調整し位置指定道路の配置、規模及びその区域が適正かどうか確認する。

II 指定の取扱い基準

1 延長の計り方

(1) 位置指定道路の各部分の中心線の長さの合計とする。

(2) 水路に橋等をかけて取り付ける場合の延長は、水路部分を含むものとする。

(3) 法第42条第2項による道路（1.8メートル以上4メートル未満）に取り付ける位置指定道路の延長は、その道路の見なし境界線から計るものとする。

2 幅員の計り方

(1) 幅員は、位置指定道路の中心線に直角に計るものとする。

(2) 幅員は、各部分について4メートル以上なければならないものとする。

(3) 法第42条の道路でない道（例えば幅員1メートル）を含めて指定するときは、その道幅を含めた幅員とする。

3 水路の扱い

- (1) 水路の場合で、その幅員が1メートル未満のものは法第42条第2項による川に含めないものとする。
- (2) 公図上は、水路があっても、現況が道路の状態であれば道路として扱うものとする。
ただし、水路部分についてはその部分の使用の許可等を受けるものとする。

4 すみ切り

- (1) 施行令第144条の4第1項第2号ただし書きにおいて規定されている特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合については、次のア又はイによるものとする。
 - ア 両側すみ切りが不可能な場合で、角地の隅角をはさむ辺の長さ3メートルの二等辺三角形の部分に道を含むすみ切りが片側に設けられる場合。
 - イ 歩道部分の幅が2メートル以上の道路に接続できる場合。
- (2) 当該申請に係る位置指定道路となる土地が、法第42条の道路に水路をはさんで接続される場合はすみ切りを設けた場合と同等以上の長さを含む有効な幅員を有する水路の使用の許可等を受けるものとする。
- (3) 曲り角が60度以下になる鋭角の角敷地は剪除長を2メートル以上とする。

5 施行令第144条の4第1項第4号ただし書きにより階段状とすることができる場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- (1) 延長35メートル以下とし、かつ、位置指定道路を利用する建築物は原則として8戸以下であること。
- (2) 階段の構造について
 - ア 石造又はコンクリート造であること。
 - イ けあげは18センチメートル以下、踏面は26センチメートル以上であること。
 - ウ 高さ4メートル以内ごとに、踏幅1.2メートル以上の踊場を設けること。

6 自動車転回広場

- (1) 基準は別図による。
- (2) 縁石等を設けて境界を明らかにする。
- (3) 位置の標示をする。
- (4) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造とする。

7 側溝等について

側溝等は、原則として当該申請に係る位置指定道路の両側に設けるものとする。

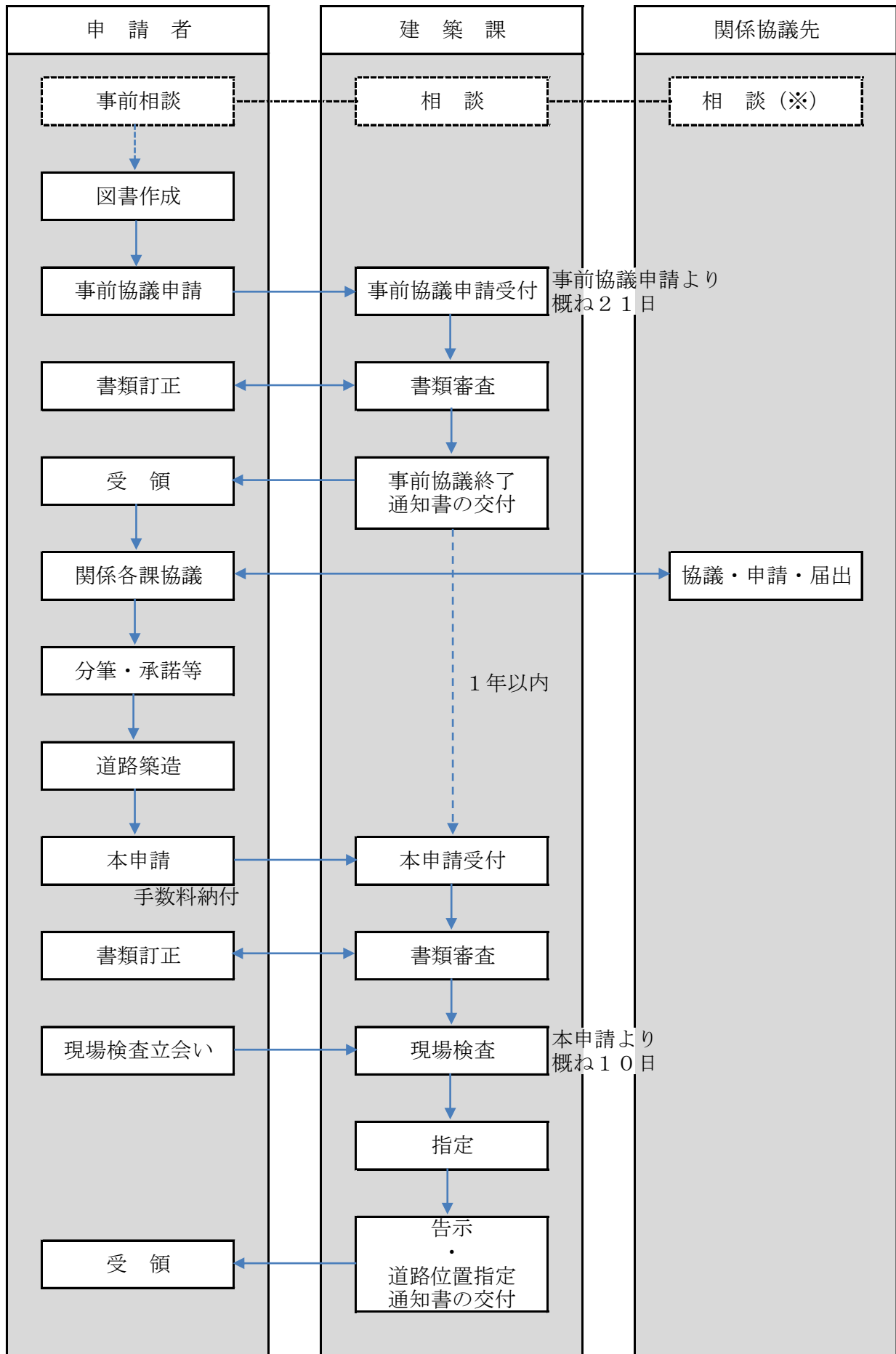
8 その他の取扱い

- (1) がけ地の上に指定する場合で、がけに近接する部分には安全上柵等を設けるものとする。
- (2) 隣接地の承諾がとれないためやむを得ず隣地境界線から離して当該申請に係る位置指定道路を設ける場合は、原則として25センチメートル以上離すものとする。
なお、この場合には、位置指定道路との間に塀、柵等を設けて位置指定道路が隣地に接していないことが一見してわかるようにする。

Ⅲ 変更・廃止

- 1 法第43条の規定に抵触する敷地が生じない場合は認めるものとする。なお、法及び条例のその他の規定に抵触する場合は、その後の対応を含め十分に検討した後に認めること。
- 2 通り抜け道路の一部廃止は、原則認めないものとする。
- 3 位置指定道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めないものとする。
- 4 廃止により路地状となる敷地が生ずる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にし、借地の場合は建築敷地としての使用承諾を得るものとする。
- 5 避難通路（昭和40年11月16日 建第944号で制定、昭和46年2月23日 建第2853号で廃止）のみの廃止は、認めないものとする。

道路位置指定の申請手続きフロー（変更の場合も同様）



※ 特に開発許可の要否について開発担当と協議願います。

道路位置指定（変更・廃止）事前協議申請書

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）
の事前協議申請をします。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

（あて先）白岡市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

代 理 者	住 所	電話番号			
	氏 名				
図 面 作 成 者	住 所	電話番号			
	氏 名				
申 請 に 係 る 道 路 の 土 地 の 地 名 地 番		白岡市			
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要	幅 員	m	延 長	m	
	面 積	道 路	m ²	利用宅地	m ²
		転回広場	m ²	そ の 他	m ²
		合 計	m ²		
区 域 区 分	市 街 化 区 域	用 途 地 域 等		地域	
接続先道路の種別	法第 4 2 条 項	号道路・公道・私道・幅員			m
	法第 4 2 条 項	号道路・公道・私道・幅員			m
備 考					受 付 欄

道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知書

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）
の事前協議申請を承認します。

建 第 号
令和 年 月 日
白岡市長 印

様

代 理 者	住 所	電話番号			
	氏 名				
図 面 作 成 者	住 所	電話番号			
	氏 名				
申 請 に 係 る 道 路 の 土 地 の 地 名 地 番		白岡市			
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要	幅 員	m	延 長	m	
	面 積	道 路	m ²	利用宅地	m ²
		転回広場	m ²	そ の 他	m ²
		合 計	m ²		
区 域 区 分	市 街 化 区 域	用 途 地 域 等		地 域	
接続先道路の種別	法第 4 2 条 項	号道路・公道・私道・幅員			m
	法第 4 2 条 項	号道路・公道・私道・幅員			m
指示事項等					

備 考

- 1 申請者は、太線の枠内だけ記入してください。
- 2 道路の幅員及び長さは、小数点以下 2 位まで記入してください。
- 3 道路の延長は、幅員の中心線によること。

道路位置指定（変更・廃止）事前協議未了通知書

令和〇〇年〇〇日に申請のありました建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）の事前協議申請は、同法の基準に適合しませんのでお知らせします。なお、計画等を変更し再度、事前協議を申請する場合は、新規の事前協議となります。

建 第 号
令和 年 月 日
白岡市長 印

様

代 理 者	住 所	電話番号			
	氏 名				
図 面 作 成 者	住 所	電話番号			
	氏 名				
申 請 に 係 る 道 路 の 土 地 の 地 名 地 番		白岡市			
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要	幅 員	m	延 長	m	
	面 積	道 路	m ²	利用宅地	m ²
		転回広場	m ²	そ の 他	m ²
		合 計	m ²		
区 域 区 分	市 街 化 区 域	用 途 地 域 等		地 域	
接続先道路の種別	法第42条 項	号道路・公道・私道・幅員			m
	法第42条 項	号道路・公道・私道・幅員			m

不適合箇所等

合議先	合議欄	合議内容	意見欄
道路課			
下水道課			
水道課			
生涯学習課			
街づくり課			
建築課 開発担当			

書類経緯欄	不備事項等
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	